

# 第1章 住宅マスタープランの策定にあたって

本区では、平成 20（2008）年 3 月に、「中央区基本計画 2013」の基本目標の一つである「うれしいのある安全で快適なまち」の実現に向け住宅施策を計画的に進めるため、「中央区住宅マスタープラン ―いきいきとした魅力あふれる都心定住環境の実現を目指して―」を策定し、各住宅施策を総合的・計画的に推進してきました。

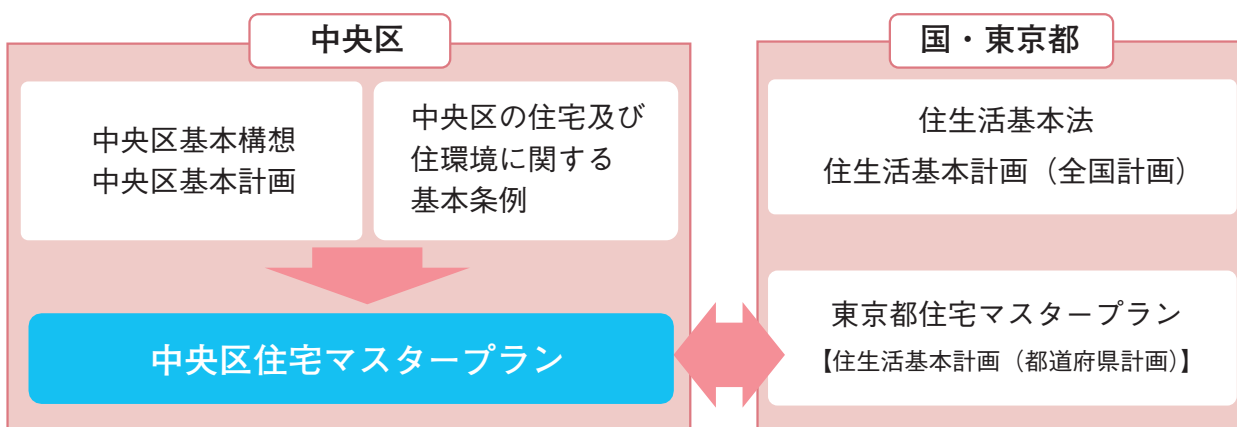
従前の計画期間（平成 20（2008）～ 29（2017）年度）が満了したことから、各施策の進捗状況やこの間における社会経済情勢の変化、本区を取り巻く新たな状況の変化などを踏まえ必要な見直しを行うとともに、今後 10 年間における住宅・住環境施策の着実な前進を図るため、新たな中央区住宅マスタープランを策定しました。

## 1-1 計画の位置付け・期間

### （1）本計画の位置付け

この住宅マスタープランは、中央区の住宅及び住環境に関する基本条例第 7 条の規定に基づく住宅計画であり、本区の基本構想に掲げる 20 年後の将来像「輝く未来へ橋をかける ―人が集まる粋なまち」の実現に向け、住宅施策を計画的・総合的に展開して行くための基本的方向性を示すものです。

また、住生活基本法に定める「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、実施する地方公共団体の責務」に対応するものであり、国や東京都が策定する住宅関連計画との整合性を図り住宅施策を推進していくための計画となります。



### （2）計画の期間

令和元（2019）年度から令和 10（2028）年度までの 10 年間とします。

ただし、計画期間中に社会経済情勢の変化や国や東京都などの諸制度の変更等が生じた場合など、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 1-2 住宅施策に関する国・東京都の動向

国における住宅政策は、人口の減少に伴い平成 18（2006）年の住生活基本計画の策定以降、住宅の供給からストックの活用へと方向性を大きく転換しました。

また、社会経済情勢の変化や課題対応の方向性を踏まえた法整備も進んでおり、高齢人口や障害者の増加に対応するための居住支援の促進をはじめ、良質な住宅ストックの形成に向けた省エネルギー化や耐震化等の促進、人口減少や相続に伴う空き家への対応など多岐に渡っています。

さらに、近年では、国が「住生活基本計画（全国計画）」を平成 28（2016）年 3月に閣議決定し、東京都が住宅マスタープランを平成 29（2017）年 3月に改定するなど、各住宅施策の充実や見直しが図られており、本区のマスタープランは、これらの動向を踏まえて策定しています。

